

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割 戻 し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 そ の 他

**第6章 削 除**

**第13章の2 外貨建取引の換算等**

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第4節 割 戻 し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第5節 そ の 他

**第6章 有価証券の評価**

第1節 有価証券の取得価額

第2節 株式の取得価額の特例

第3節 有価証券の評価の方法

第4節 信用取引等による株式の取得価額

**第13章の2 外貨建債権債務の換算等**

第1節 外貨建債権債務の換算

第2節 外貨建取引に係る会計処理等

**二 収益等の計上に関する通則**

改

正

後

改

正

前

第1節 収益等の計上に関する通則

第4款 有価証券の譲渡による損益

(有価証券の譲渡による損益の計上時期)

2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項(有価証券の譲渡損益の益金算入等)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額(以下2-1-23の3

第1節 収益の計算に関する通則

第4款 有価証券の譲渡による収益

(有価証券の譲渡による収益の帰属の時期)

2-1-22 有価証券の譲渡による収益の額は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

改 正	後	改 正	前
<p>までにおいて「譲渡損益の額」という。)の計上は、同項の規定に基づき原則として譲渡に係る契約の成立した日に行うこととなるのであるから、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる日に譲渡損益の額を計上する。</p> <p>(1) <u>証券業者等に売却の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をしている場合 当該委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日</u></p> <p>(2) <u>相対取引により有価証券を売却している場合 証券取引法第41条《取引報告書の交付》に規定する取引報告書に表示される約定日、売買契約書の締結日などの当該相対取引の約定が成立した日</u></p> <p>(3) <u>その譲渡損益の額が次によるものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日</u></p> <p>イ <u>株式の消却又は資本の減少若しくは退社、脱退若しくは出資の減少によるものについては、これらの事実があった日</u></p> <p>ロ <u>合併によるものについては、合併期日又は合併登記の日</u></p> <p>ハ <u>解散による残余財産の分配によるものについては、その分配の開始の日(その分配が数回に分割してされた場合には、それぞれの分配の開始の日)</u></p> <p>二 <u>商法第352条第1項《株式交換》に規定する株式交換又は同法第364条第1項《株式移転》に規定する株式移転によるものについては、株式交換期日又は株式移転の登記の日</u></p>			
(廃 止)			<p><u>(株式の信用取引等をした場合の収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-23 法人が証券取引法第161条の2第1項《信用取引等における保証金の預託》の規定による信用取引又は発行日取引の方法により株式の売付けを行った場合におけるその売付けに係る株式の譲渡による収益の額は、当該</u></p>

売付けに係る取引の決済を行った日の属する事業年度の益金の額に算入する。

(有価証券の譲渡による損益の計上時期の特例)

2－1－23 有価証券の譲渡損益の額は、原則として譲渡に係る契約の成立した日に計上しなければならないのであるが、令第119条の2 第2項本文又は第3項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する区分に応じ、法人が当該譲渡損益の額（事業年度終了の日において未引渡しとなっている有価証券に係る譲渡損益の額を除く。）をその有価証券の引渡しのあった日に計上している場合には、これを認める。

(注)1 有価証券の取得についても、原則として取得に係る契約の成立した日に取得したものとしなければならないのであるが、その引渡しのあった日に取得したものとして経理処理をしている場合には、事業年度終了の日において未引渡しとなっている有価証券を除き、本文の譲渡の場合と同様に取り扱う。この場合、同条第1項の規定の適用についても同様とする。

2 本文及び(注)1の取扱いは、譲渡及び取得のいずれについてもこれらの取扱いを適用している場合に限り、継続適用を条件として認めるものとする。

(短期売買業務の廃止に伴う売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券又はその他有価証券への区分変更)

2－1－23の2 令第119条の11《有価証券の区分変更によるみなし譲渡》の表の第1号中欄の口に規定する短期売買業務の全部を廃止したことという事実は、反復継続して行う有価証券の売買を主たる業務として又は従たる業務として営んでいる法人が、その業務を行っている事業所、部署等の撤収、廃止等をし、当該法人が当該業務そのものを行わないこととしたことをいうのであるから、単に、保有する同号上欄に掲げる売買目的有価証券の売却を行

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>わないこととしたことは上記の事実に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(注) 本文の適用は、事業所ごと、かつ、令第119条の12第1号《売買目的有価証券の範囲》に規定する「専担者売買有価証券」、2-3-27《短期売買目的で取得したものである旨を表示したものの意義》に定める「短期売買有価証券」又は令第119条の12第2号に規定する「信託財産に属する有価証券」の区分ごとに判定する。</p>	
<p><u>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</u></p> <p><u>2-1-23の3 法第61条の2第5項《信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額》に規定する信用取引の方法により株式の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(売却及び購入の同時の契約等のある有価証券の取引)</u></p> <p><u>2-1-23の4 同一の有価証券（法第61条の3第1項第1号《売買目的有価証券の期末評価額》に規定する売買目的有価証券を除く。）が売却の直後に購入された場合において、その売却先から売却をした有価証券の買戻し又は再購入（証券業者等に売却の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託をしている場合の当該証券業者等からの購入又は当該証券業者等に購入の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託をしている場合の当該購入を含む。）をする同時の契約があるときは、当該売却をした有価証券のうち当該買戻し又は再購入をした部分は、その売却がなかったものとして取り扱う。</u></p> <p>(注)1 同時の契約がない場合であっても、これらの契約があらかじめ予定されたものであり、かつ、売却価額と購入価額が同一となるよう売買価額が設定されているとき又はこれらの価額が売却の決済日と購入の決済日</p>	<p>(新設)</p>

との間に係る金利調整のみを行った価額となるよう設定されているときは、同時の契約があるものとして取り扱う。

- 2 本文の適用を受ける取引に伴い支出する委託手数料その他の費用は、当該有価証券の取得価額に含めない。
- 3 購入の直後に売却が行われた場合の当該購入についても同様に取り扱う。

(貸付金利子等の帰属の時期)

2-1-24 .....

(注)1 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券（信託財産に組み込まれたこれらの資産を含む。）がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額については、ただし書の適用はないものとする。

2 資産の販売等に伴い発生する売上債権（受取手形を含む。）又はその他の金銭債権について、その現在価値と当該債権に含まれる金利要素とを区分経理している場合の当該金利要素に相当する部分の金額は、当該債権の発生の基となる資産の販売等に係る売上の額等に含まれることに留意する。

(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)

2-1-25 法人の有する貸付金又は当該貸付金に係る債務者について次のいずれかの事実が生じた場合には、当該貸付金から生ずる利子の額（実際に支払を受けた金額を除く。）のうち当該事業年度に係るものは、2-1-24にかかわらず、当該事業年度の益金の額に算入しないことができるものとする。  
(1) 債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由により、その支払を督促したにもかかわらず、当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該事

(貸付金利子等の帰属の時期)

2-1-24 .....

(注) 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券（信託財産に組み込まれたこれらの資産を含む。）がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額についてはただし書の適用はないものとする。

(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子の帰属時期の特例)

2-1-25 法人の有する貸付金又は当該貸付金に係る債務者について次のいずれかの事実が生じた場合には、当該貸付金から生ずる利子の額（実際に支払を受けた金額を除く。）のうち当該事業年度に係るものは、2-1-24にかかわらず、当該事業年度の益金の額に算入しないことができるものとする。  
(1) 債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由により、その支払を督促したにもかかわらず、当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該事

改 正 後	改 正 前
<p>業年度終了の日以前<u>6月</u>（当該事業年度終了の日以前<u>6月</u>以内に支払期日がないものは<u>1年</u>。以下2-1-25において「直近<u>6月等</u>」という。）以内にその支払期日が到来したもの（当該貸付金に係る金銭債権を売買等により取得した場合のその取得前の期間のものを含む。以下2-1-25において「最近発生利子」という。）の全額が当該事業年度終了の時において未収となっており、かつ、直近<u>6月等</u>以内に最近発生利子以外の利子について支払を受けた金額が全くないか又は極めて少額であること。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定、債権者集会の協議決定等により当該貸付金の額の全部又は相当部分について相当期間（おおむね2年以上）棚上げされることとなったこと。</p> <p><u>(注)1</u> この取扱いにより益金の額に算入しなかった利子の額については、その後これにつき実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p><u>2 法人の有する債券又は債券の発行者に上記(1)から(4)までと同様の事実が生じた場合にも、当該債券に係る利子につき同様に取り扱う。</u></p> <p>（利益の配当等の帰属の時期）</p> <p>2-1-27 法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当（商法第293条ノ5第1項《中間配当》又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。）、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（以下2-1-31までにおいてこれらを「利益の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。ただし、その利益の配当</p>	<p>業年度終了の日以前<u>1年</u>（以下2-1-25において「直近<u>1年</u>」という。）以内にその支払期日が到来したもの（以下2-1-25において「最近発生利子」という。）の全額が当該事業年度終了の時において未収となっており、かつ、直近<u>1年</u>以内に最近発生利子以外の利子について支払を受けた金額が全くないか又は極めて少額であること。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定、債権者集会の協議決定等により当該貸付金の額の全部又は相当部分について相当期間（おおむね2年以上）棚上げされることとなったこと。</p> <p><u>(注)1</u> この取扱いにより益金の額に算入しなかった利子の額については、その後これにつき実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>（利益の配当等の帰属の時期）</p> <p>2-1-27 法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当（商法第293条ノ5第1項《中間配当》又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。）、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（以下2-1-31までにおいてこれらを「利益の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。ただし、その利益の配当</p>

等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の利益の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該利益の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。

(1) 利益の配当又は剰余金の分配については、当該配当又は分配をする法人の株主総会その他正当な権限を有する機関において当該利益の配当又は剰余金の分配に関する決議のあった日

（注）法人が、配当落ち日に未収配当金の見積計上をしている場合であっても、当該未収配当金の額は、未確定の収益として当該配当落ち日の属する事業年度の益金の額に算入しない。次の(2)において同じ。

- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....

等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の利益の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該利益の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。

(1) 利益の配当又は剰余金の分配については、当該配当又は分配をする法人の株主総会その他正当な権限を有する機関において当該利益の配当又は剰余金の分配に関する決議のあった日

- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....